

目標面積と配分

1. 転作等目標面積

(1) 黒埼町の転作等目標面積

昭和54年度転作等目標面積は県から配分された96.5haを基本とします。(但し、農家の自主的な協力を得て昨年実績を確保するよう努めるものとします。)

(2) 農業者別配分

農業者別転作等目標面積の配分は、54年度産水稲作付可能面積(農業共済申告面積)を基本として、54年度分県の配分面積から53年度未達成農家の未達成面積を差引き、全町一律に算定し53年度未達成農家の未達成面積は別途加算して配分します。

2. 新規開田が行われた場合の措置

新規開田(昭和50年度産の水稲の収穫期後に新たに水稲の作付が可能となった開田地)面積のある農業者については、目標面積の配分に当りその加算に係る面積(当該年度の翌年度にあつては、当該加算に係る面積の2倍の面積)を加算します。

3. 配分内容(仮配分)

昭和54年度転作等目標仮配分面積(①+②)

アール	アール
内訳 ① 54年度面積	アール
② 53年度未達成面積	アール

国民健康保険の被保険者証が四月一日から新しい保険証(黄色)に切り替わります。新しい保険証は三月三十一日までに自治会長さんを通じて被保険者の皆さんに交付されます。診療を受ける際は必ず医療機関に提出して下さい。また古い保険証(桃色)は使用できませんので自治会長さん、または福祉課窓口までお返し下さい。なおこの保険証は三月十五日現在で作成しましたのでその後の異動

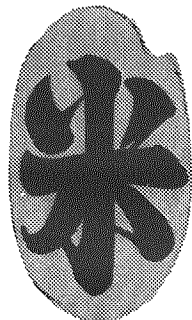
保険証がピンクから黄色に

年金を確実にうけるには



年金の手続きは忘れずに

この手続きは、年金に加入している人にとって、保険料を掛けることと同様に大切なことです。さて、国民年金はわたしたちの生活の基礎といえる重要なものですから、生活事情が変わったとき、たとえば、国民年金に加入していた人が、会社や工場に勤めた時は「国民年金被保険者資格喪失届」を、逆に会社や工場をやめた時には「国民年金被保険者資格取得届」をすみやかに役場に届け出なければなりません。



県の第二次「新潟米」生産推進運動を軸として、町内関係機関、団体の連携を強め、地区普及所の指導を得て、技術の徹底に努める(1)町では黒埼町農業生産対策協議会、同幹事会で基本的事項を推進する。(2)農協では系統組織の指導を基礎として部落農家組合長及び、青壮年部などで、生産者への指導徹底を推進する。

売渡限度数量と配分

1. 事前売渡申込限度数量

(1) 黒埼町の数量

昭和54年度産米の事前売渡申込限度数量は県から配分された数量とします。

- うるち米 kg
 - もち米 kg
- 県からの配分は4月頃の予定です。

(2) 生産者別配分(うるち米)

生産者別配分は昭和54年度産米作付可能面積(共済申告面積)を基礎とし、所要の調整を加えた生産者別総収穫量から農家保有量を差し引いて配分します。53年度転作等目標未達成農家は未達成面積に相当する米穀の数量(新規開田が行われた場合は前年度の新規開田面積)を控除します。

(3) もち米配分

もち米の配分数量は県から配分された数量の範囲内で水稲作付可能面積及び栽培契約数量等を基本として、うるち米と別建てで配分します。

(4) 農家保有量の基礎となる世帯員数は53年12月25日現在の住民基本台帳により、1人当り保有量130kgとします。

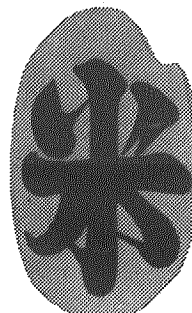
2. 配分内容(内定数量)

昭和54年度産米事前売渡申込限度数量(①+②)	個
内訳 ① 54年度産事前売渡申込限度数量	個
② 53年度未達成面積相当控除数量	個

これからは、卒業や進学をして就職や転職などのシーズン。このころになると、ふだん気を配っていた大切な事をついつかり忘れてしまい、気がついた時にはもう後の祭りになっていたりなどという話をよく耳にします。このような失敗を繰り返さないように前もって、物事は計画的に進めたいものです。さて、国民年金はわたしたちの生活の基礎といえる重要なものですから、生活事情が変わったとき、たとえば、国民年金に加入していた人が、会社や工場に勤めた時は「国民年金被保険者資格喪失届」を、逆に会社や工場をやめた時には「国民年金被保険者資格取得届」をすみやかに役場に届け出なければなりません。

国民年金の届はすみやかに

水田利用再編対策は次のように



米の過剰基調が一段と強まり五十三年十月末の政府古米在庫は約五七〇万トンとなり、さらに五十四年十月末には七〇〇万トンに達すると予想され、この数量はまさに政府売却量の約一年分にあたる膨大なものであります。

転作目標達成に協力を在庫米は七〇〇万トンに

- 一、排水対策等土地基盤整備の促進(小規模排水特別対策事業、水田利用再編対策土地基盤整備事業)
- 二、町単独奨励補助金の交付(別に定める基準により交付する)
- 三、転作の計画化と再編計画による集団化と互助制度、部落協議の促進
- 四、水田利用再編特別対策事業による近代化施設事業、転作中核集団育成対策事業、管理転作事業、実証は設置事業の推進
- 五、水田利用再編転作定着化推進事業(部落ぐるみの話し合いの中心となって活動する農家をビークに五十二年一人当消費量八三kgに減退し、国民の米ばなれが進んでいることを示しています。このような情勢の中で、本町では転作推進を積極的に行うための推進方針、転作等目標面積等の配分については、達成者と未達成者の公平措置を貫く考えであり、昨年度の未達成者の未達成面積を加算して配分しますので、昨年よりなお一層の転作協力をお願いいたします。

米穀対策の町の方針は

- 一、組合長などに対し、研修事業を推進する(県単事業)
- 二、部落協議会(再編計画書作成を含む)の開催、広報対策、技術対策の指導などの充実。
- 三、部落推進費、確認貸金などの改善。
- 四、青刈稲の他作物への転作誘導と保全管理水田の縮小と有効活用の促進
- 五、五十三年度目標達成農家の実績確保と未達成農家の未達成面積の解消

転作等奨励補助金交付は

1. 目的
水田利用再編対策転作等を円滑に推進するため、昭和54年度において下記の基準により町単独の奨励補助金を交付する。
2. 交付基準及び交付金額

区分	10a 当金額	内容
①再編計画地区	5,000円	青刈稲を除く転作
②部落協議及互助制度で目標達成した地区	5,000円	同上
③ ①②以外の地区で個々に目標達成した農業者	5,000円	同上
④保全管理水田	3,000円	転作目標達成農業者

3. 補助金交付時期と変更等の取扱い
 - (1) 補助金交付時期は、国の転作等奨励補助金精算払時とする。
 - (2) 補助金変更等の取扱いは、国の転作等奨励補助金交付要綱に準ずる。

- 一、基本的な考え方
近年国民の食生活の変化で、米消費量が減退し、一方では稲作技術などの向上、生産基盤の整備により、米の大量過剰時代に直面するなかで、昭和五十三年度から向う十年間大幅な米の生産調整実施方針を明らかにしています。町でも、水田利用再編対策の関連を踏まえ、米生産対策の長期的展望を樹立し、今後一層厳しさを増す産地間競争に対応するため、良質米の生産体制を一段と強化し
- 二、運動目標
 - (1) 品種別出荷目標の設定
越路早生 三〇%、コシヒカリ 三〇%、トドロキワセ 三五%
こがねもち、その他 五%
 - (2) 一等米出荷目標 八〇%以上の確保
 - (3) 一〇アール当り収量 五六〇キログラムの確保
 - (4) 優良銘柄米品種の種子確保
 - (5) 銘柄米生産 出荷共進会の開催(越路早生、コシヒカリ)
- 三、推進体制